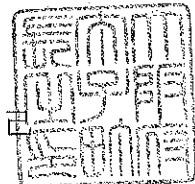


太 総 第 293 号  
平成 30 年 3 月 26 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会長 山崎 弦一様  
連合大阪河内地域協議会  
議長 中谷 広孝様  
連合大阪南河内地区協議会  
議長 東尾 勝様

太子町長 浅野克



2018（平成 30）年度 自治体政策・制度予算に対する  
要請について（回答）

2017年10月3日付けで要請のありました標記について、別紙のとおり回答いた  
します。

お問合せ  
太子町 総務部 総務政策課（小路）  
TEL : 0721-98-0300  
E-mail:soumu@town.taishi.osaka.jp



# 2018(平成30) 年度自治体政策予算要請

## 1. 雇用・労働・WLB施策

<補強>

### (1) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「U・I・Jターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかわらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

【回答】

地方創生交付金事業には取り組んでいるところですが、若年層及び中小企業等の支援・介護・福祉分野への支援施策は今後の課題と考えています。

<補強>

### (2) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

【回答】

大阪府や関係機関と連携して基幹人材の育成に取り組んでまいります。

<継続>

### (3) 地域就労支援事業について (★)

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から就労までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。

また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。

【回答】

本町では近隣市町村と連携し、地域就労支援事業へ取り組んでいるところですが、今後とも地域労働ネットワークの活用など連携を強化してまいります。

<継続>

### (4) 生活困窮者自立支援の充実・強化について [一般市に要請]

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、生活・暮らしの相談事業だけではなく、生活困窮者の出口支援となる就労準備支援事業の就労体験先や認定就労訓練事業所等を確保するなど、生活困窮者自立支援事業を強化すること。また、要支援者は高年齢者

層の疾病や低収入・就労困難など、複合的な問題が起因していることから、タイプ別課題に応じた細やかな支援体制を構築すること。

【回答】

細やかな支援体制の構築に努めます。

<継続>

(5) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。

【回答】

労働法制の周知に努めます。

<補強>

(6) 長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化について

長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワークルールの遵守について、周知・徹底をはかること。また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査等を行い、実効性のある対策を行うこと。

【回答】

大阪労働局など関係機関と連携し、対策に取り組んでまいります。

<補強>

(7) 女性の活躍推進と就業支援について (★)

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各市における推進計画の実施状況を点検すること。さらに努力義務となっている中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、就業率の改善に努めること。また、若年女性に対するセミナーーやカウンセリングで就業意欲の向上をはかり、定着支援をはかること。

【回答】

大阪労働局など関係機関と連携し、対策に取り組んでまいります。

<新規>

(8) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現について

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、~~次世代育成支援対策推進法~~の周知徹底をはかること。また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。

**【回答】**

女性の活躍推進について、今後とも取り組むとともに、男性の働き方、意識改革取り組んでまいります。

<新規>

**(9) 治療と職業生活の両立支援について**

病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。

**【回答】**

大阪労働局など関係機関と連携し、サポート体制の構築に努めてまいります。

**2. 経済・産業・中小企業施策**

<補強>

**(1) 観光産業の発展と外国人観光客へのマナー周知について**

大阪観光局の機能強化で大阪版DMCを構築されているが、各市においてもマーケティング力を高め、大阪経済の活性化につなげること。訪日外国人観光客の受け入れ態勢整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観光客の利便性向上をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「国際都市大阪」に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

**【回答】**

外国人観光客の受け入れ態勢の充実は本町の課題と認識しており、関係機関と連携した取り組みを進めてまいります。

**(2) 中小企業・地場産業の支援について**

<継続>

**①付加価値の高いものづくり事業の強化について**

中小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成等の取り組みは、MOBICO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

**【回答】**

今後とも、ものづくりビジネスセンター大阪など、関係機関と連携した取り組みを進めてまいります。

<継続>

**② TPPにおける完全累積制度の活用支援について**

TPPについては、米国の離脱があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう推進すること。また日本にいながらにして海外展開ができたようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。

**【回答】**

関係団体と連携し、支援体制を構築してまいります。

<継続>

**③中小・地場企業への融資制度の拡充について**

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

**【回答】**

中小・地場企業への融資制度の拡充などの支援は、本町の課題であると認識しています。

<補強>

**④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について**

雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大坂がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知するとともに発注済の金額の改正を行うこと。

**【回答】**

大阪労働局や大阪府と連携を強化し、効果的な支援施策に取り組んでまいります。

<継続>

**(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について(★)**

総合評価入札制度の導入が府内18市にとどまっていることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

**【回答】**

総合評価入札制度の効果や成果を検証し、町が実施できる対象事業など制度の導入に向けた検討に取り組みます。また、公契約条例については、労働基準法をはじめとする各種法令を遵守することを基本とし、今後の国や府などの動向を注視しながら、対応していくかたいと考えております。

<継続>

#### (4) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けが増加する相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

#### 【回答】

制度の周知徹底を図るとともに、監督行政機関と連携した取り組みを進めてまいります。

<継続>

#### (5) 非常時における事業継続計画（BCP）について

業務継続計画（BCP）未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

#### 【回答】

中小企業BCP策定についても必要性及び有効性について検討し、町内事業者に対し、策定に向けた啓発を行ってまいります。

また、役場の業務継続計画については、策定に取り組んでいるところです。

<新規>

#### (6) まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進

地域における産業振興と雇用創出の一体的推進にむけて、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産（もん）の農林水産物の地産地消、ブランド化、6次産業化に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。

#### 【回答】

成長分野の重点投資は、今後の課題と考えています。

また、大阪産（もん）については、担い手に対して講座等の開催を行い、府やJAと連携して取り組みを強化していきたいと考えています。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

<補強>

#### (1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて（★）

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある住民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。

#### 【回答】

平成28年度より「地域づくりからの支え合い勉強会」と称した地域での勉強会を随

時開催し、これまで、700人程度（37町会・自治会など）の方と、介護保険制度や地域包括ケアシステムについて、「知る」、「考える」を行ってきました。また、生活支援体制整備協議体である「SASAE 愛 太子」についても、2か月に1回の定例会を開催するとともに、各円卓会議を隨時開催し、「集いの場」、「移動支援」、「生活支援」及び「地域コミュニティの活性化」の4テーマについて、住民の皆さんとともに取り組みを進めています。今後も、広報紙なども活用し、各取り組みについての情報発信を充実させていきたいと考えています。

<補強>

#### (2) 予防医療の促進について

府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連4計画」が今年度大阪府において策定される。取り組み内容を住民に周知するとともに、保険者や企業と連携し、住民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。

【回答】

大阪府の4計画については、町広報誌やホームページなどで周知して参ります。また、町内外の企業や事業所などに協賛いただいている健康マイレージ事業を引き続き実施していくなど住民の健康意識向上に努めます。

<新規>

#### (3) がん対策基本法の改正について

昨年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講じること。併せて、がんに関する教育を推進すること。

【回答】

各種がん検診実施時、集団健診（含む健診結果説明会）及び聖徳市（健康ブース）などを活用し、がんに関する知識の普及に努めて参ります。

<補強>

#### (4) 介護労働者の待遇改善と人材確保にむけて

本年度の介護報酬改定において、介護職員待遇改善加算が拡充された。介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。

【回答】

介護職員の待遇改善については、大阪府と連携し周知に努めてまいります。また、介護職員の人材確保等については、南河内地域介護人材確保連絡会議や大阪府と連携した取り組みを進めてまいります。

## (5) インクルーシブ（包摂的）な社会の実現にむけて

<補強>

### ① 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取り組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。

#### 【回答】

障がい者の緊急避難の場所として、一時保護を行えるよう他市町村と共同で居室を確保しています。

虐待を行った家族等への心のケアなどは、カウンセリングの利用や家族会への参加などで体制整備を検討してまいります。

障がい者への虐待の根絶にむけた啓発活動の推進を図ります。また、障がい者福祉施設に対しては、虐待防止にむけた研修会への積極的な参加を呼び掛けるとともに、町職員に対しても、各法に基づく知識や適切な対応などを身につけるための研修に努めます。

<補強>

### ② 障害者差別解消法の体制整備

障害者差別解消法の確実な定着に向け、住民への周知を徹底するとともに、障害者差別解消支援地域協議会が未設置な市町村は早期設置に向けて取り組むこと。

\*検討中（2017年4月1日現在）

守口市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

#### 【回答】

障害者差別解消法の確実な定着に向け住民への周知を行います。また、障害者差別の解消に関する地域の様々な機関等により構成する地域協議会の設置についての検討を継続して行います。

## (6) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて（★）

<継続>

### ① 全自治体の高位平準化

子ども・子育て支援新制度がスタートして2年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、取り組み実態や事業計画について地方版「子ども・子育て会議」において、適切な見直しを行うこと。

#### 【回答】

本町の子育て支援につきましては、平成27年3月に策定しました「太子町子ども・子育て支援事業計画」に基づき推進しているところです。

また、平成29年7月には新たに「子育て支援課」を設置し、子育て支援施策を担当する部局（子育て支援課・保健センター・教育委員会）により「太子町子育て世代包括

支援センター」を開設し、連携強化を図りながら”妊娠期から思春期まで切れ目なく支援”を行っているところです。

尚、事業計画の中間年度にあたることから「子ども・子育て会議」を開催し、事業計画の検証を行うとともに、次期計画（31年度策定）に向けて実態把握の為のアンケート調査などの準備に取り掛かるところです。

<補強>

#### ②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数に加えて、~~潜在的な待機児童~~数についても明らかにすること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置を大阪府とともに検討すること。

【回答】

本町においては、私立保育所2園にて保育を行っており待機児童はない状況です。

年度途中の入所等についてもスムーズに受入が出来るよう、保育所に対し、保育士の確保についての事業費助成などを行っています。さらに広域対応につきましては、当該市町村と連携を図り可能な限り対応に努めています。

<補強>

#### ③病児・病後児保育の充実

小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充や保育体制が整備できるよう大阪府に働きかけ、~~地域子ども・子育て支援事業~~の充実にむけた取り組みを強化すること。

【回答】

保育体制の拡充につきましては、限られた財源の中で、より効果のある子育て支援策を講じたいとの考え方のもと、本町住民のニーズに合ったより良い子育て支援策を検討して参りたいと考えています。

また、病児・病後児保育につきましては、地域的な施設不足などの課題もあり、現在のところ、実施できておらず検討課題であると認識しています。

<補強>

#### ④休日保育の充実

多様化する社会環境のなかで、休日も保育を必要とするサービス業等に従事する世帯のために休日保育を拡充し、保護者の就労を支援し、健全な子育て環境を維持すること。尚、休日保育においても、病児・病後児保育ができるよう努めること。

【回答】

休日保育につきましては、町内的一部の保育園では実施されておりますが、さらなる事業拡大については課題と認識しております、また病児・病後児保育については実施できておらず検討課題であると認識しています。

<補強>

#### (7) 子どもの貧困対策について

昨年実施した「子どもの生活実態調査」の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く働きかけること。併せて、住民の自主的な活動として「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめとする子どもの居場所づくり活動が実施されるよう、安全衛生面などの適切な設備・運営など予算を確保すること。

#### 【回答】

「子どもの生活実態調査」につきましては、大阪府の結果説明会および単独調査実施自治体の結果データをもとに、貧困世帯と学習理解や孤立度との相関関係がより明確に示された結果であると分析しており、課題に対する具体的な個々の対応策については現在検討を行っているところです。

貧困対策としての学習支援につきましては大阪府（富田林子ども家庭センター）が行っている生活困窮者等の自立就労支援などに繋げるための事業「はーと・ほっと相談室」との連携を図るとともに、本町が事業主体の子育て連携支援員を活用した生活等支援事業については、平成28年度より実施しています。

尚、「こども食堂」につきましては、町内でNPO法人及び母子生活支援施設で実施されていますが、行政としての関わりかたにつきましては、現在調査検討しているところです。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

#### (1) 教育の質的向上にむけて(★)

##### ①指導体制を強化した教育の質的向上

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大するよう検討すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保するよう大阪府に働きかけること。

※高槻市、泉佐野市：小学校全学年に拡充。枚方市：4年生まで拡充。

堺市：小学校3～6年生を38人学級。

豊中市、箕面市、池田市、能勢町、豊能町は、独自で職員数を確保。

#### 【回答】

35人学級編成の効果は認識していますが、町独自予算で拡大することは困難であり、町村長会等を通じて引き続き国、府に要望してまいります。

##### ②相談体制を強化した教育の質的向上

<補強>

子どもをとりまく貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、現在の教職員の数では解決も対応すら困難な状況である。また、それらが要因で教師の長時間労働にもつながっている。子供を取り巻く課題解決と教師の長時間労働を解消するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を

すること。また、大阪府にも働きかけること。

【回答】

SSW の配置については、各小中学校へ年間 45 回の配置をしています。

<補強>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017 年度より ~~給付型奨学金制度が実施されたが、対象者や支給金額が少ないとなど、~~今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

【回答】

奨学金については、制度の拡充等図られるよう国、府に要望してまいります。

<補強>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

【回答】

児童・生徒が「働くことの意義」、「働く者の権利・義務」などについて、知識を深め活用できるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進してまいります。

また、主権者教育については、中学校における社会科や総合的な学習の時間等を活用し、教育基本法をはじめとする関係法令及び学習指導要領に基づいて進めてまいります。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<補強>

①女性に対する暴力の根絶

~~配偶者暴力相談支援センター~~における配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「~~女性に対する暴力をなくす運動~~」を中心に、住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

【回答】

本町では、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に「パープルリボン」のバッジを作成するほか、啓発のチラシを作成・配布するなど、周知啓発を行っています。今後も女性に対する暴力の根絶に向け、被害の未然防止につながる対策強化について、検討してまいります。

<補強>

②差別的言動の解消

昨年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法

律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定するなどの対応を検討すること。

【回答】

ヘイトスピーチ解消法の成立をうけ、「ヘイトスピーチを許さない」ということを積極的に啓発するとともに、地域での現状を把握し、相談体制の整備、公共施設の使用許可等、必要となる対応について検討してまいります。

<新規>

**③部落差別の解消**

昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

【回答】

「部落差別解消推進法」が施行され、自治体の責務が法により定義されました。本町では、これまで住民に、広報や講演会等を通じ、人権協会や人権擁護委員の協力も得て、啓発に取り組んでまいりました。

今後も部落差別の解消も含め、あらゆる差別の撤廃にむけた取り組みを進めてまいります。

<継続>

**(5) 地方税財源の確保に向けて**

財政健全化に向けて、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないよう改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

【回答】

安定した行政サービスを継続的に実施していく為、引き続き健全財政に努めてまいります。また、地方一般財源の確保については、町村長会等を通じた要請を行うなど適切に対応してまいります。

## 5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

**(1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化 (★)**

大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量の達成をめざし、ごみの分別回収の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。廃棄物の再資源化によって生産された製

品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

【回答】

廃棄物対策については、国3R政策を基本に、大阪府および関係市町村と連携し、引き続き取り組んでまいります。

<継続>

(2) 食品ロス削減対策の推進 (★)

大阪府庁内で食品ロスの削減にむけて「食品ロス削減ワーキングチーム」が構成されている。同チームの取り組みとも連携した、食品ロス削減の取り組みを行うこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の取り組みを行う団体や~~グリーンハシゴ~~などの民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。

【回答】

食品廃棄物対策については、大阪府および府内市町村の動向を注視し、食品ロスの削減に向けた取り組み強化に努めてまいります。

<補強> [木材利用方針を未策定の市町村のみに要請]

(3) 木材利用促進とクリーンウッド法の推進

大阪府では2011年に「~~大阪府木材利用基本方針~~」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。府内市町村では、43市町村中、22市町村(2016年12月末現在)での方針策定となっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

※木材利用方針を策定済みの市町村 (2016年12月末現在)

和泉市、岬町、岸和田市、忠岡町、泉大津市、高石市、泉南市、千早赤阪村、泉佐野市、田尻町、太子町、河内長野市、貝塚市、河南町、富田林市、高槻市、能勢町、大阪市、熊取町、堺市、東大阪市、阪南市

【回答】

策定済

<補強>

(4) 消費者保護と消費者教育の推進

増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応すること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。

また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するなど、その自立を促すことや倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。

【回答】

悪徳商法や特殊詐欺の対策については普段から消費者教育が有効と認識し、毎年タイマーなテーマを厳選し、啓発講座の開催など広報を行っているところです。今後も被害に遭いやすい高齢者などを対象とした取り組みを行ってまいります。

消費者教育推進地域協議会については、設置について検討いたします。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

### (1) 空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で~~特定空家等~~に対する具体的な取り組みを強化・促進するため、「~~空家等対策計画~~」を早期に策定し、対策を講じること。策定済みの市町村については、計画に沿った効果的な対策を実施すること。

※策定済み 28 市町村

[堺市、岸和田市、豊中市、池田市、守口市、茨木市、泉佐野市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村]

2017 年度策定予定 11 市町村

[泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、柏原市、交野市、大阪狭山市、田尻町]

2018 年度以降の予定 1 市 [吹田市]

策定期未定 2 市 [和泉市、摂津市]

\* 大阪市は、住宅土地統計調査結果や区役所への通報データ等により空家の実態を把握  
(2017 年 8 月 29 日現在)

#### 【回答】

「太子町空家等対策計画」を 2018 年 3 月に策定予定です。

今後計画に基づき空家等対策を進めてまいります。

<補強>

### (2) 「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

~~交通政策基本法~~制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「~~大阪府交通戦略~~」が策定されており、各市町村においても、交通施策の推進にむけて、~~改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法~~にもとづく「~~地域公共交通網形成計画~~」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、~~地域公共交通権維持改善事業~~により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

#### 【回答】

高齢者の生活に必要な公共交通の充実を図るなど、豊かな住民生活の実現、地域の活力の向上、大規模災害への対応などの交通に関する施策について、調査・検討を進め、国、府、交通関連事業者及び住民のみなさまと連携し、施策を講じてまいります。

<継続>

### (3) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーター・エスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅

のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

【回答】

本町区域には、駅がありませんが、住民の多くが利用されている駅について、公共交通機関にバリアフリー化の促進を行ってもらうよう取り組んでまいります。

<継続>

(4) 自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車が関係する事故は年間1万件を超えていのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備や自転車の危険運転に対する取り締まり強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。

【回答】

自転車に関する改正道路交通法に関しては、広報等を利用して、自転車運転者に対する周知に努め、安全運転の推進に取組んでいるところです。また幼稚園、小・中学校に対しては、従前から警察とも連携を図り、交通安全教育の普及に取り組んできたところです。今後とも「大阪府自転車条例」の趣旨にも鑑み、自転車の適正利用をはじめ、交通安全対策について継続して取組強化を図ってまいります。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。

【回答】

大阪府による浸水想定区域の見直しなどに対応し、防災ガイドマップ（ハザードマップ）の修正・配布を行ってまいります。また避難所運営や避難勧告等判断・伝達等に関する各種マニュアルの策定を順次行っており、避難行動対策を進めているところです。

平成28年度より住民参加のもと町総合防災訓練を実施し、今後とも継続して実施する予定です。また自主防災組織や消防団による地域の防災訓練については、引き続き積極的な支援を行うとともに、組織の育成により地域の防災力向上に取り組んでまいります。

避難行動要支援者支援計画および同名簿については既に作成を完了し、その活用について検討を行っているところです。町会・自治会や消防団、民生委員などとも連携を図りながら、着実な避難体制の整備に取り組んでまいります。

<継続>

(6) 集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）

近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策に万全を期すること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について一層の周知・広報を行うこと。

【回答】

町域における土砂災害危険区域、洪水による浸水想定区域等について、大阪府の指定・更新等に対応し、防災ガイドマップ（ハザードマップ）の修正・配布を行い、住民への周知を図ってまいります。

治水・土砂災害対策工事等については、状況を踏まえ、検討してまいります。

避難情報については、『避難勧告等の判断・伝達マニュアル』に基づき、防災無線等により発令を行っているところです。今後、国のガイドラインの改訂や気象情報の改善などに対応し、マニュアルの改訂を実施するとともに、住民に対してその内容についての周知を図ってまいります。

<継続>

(7)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

【回答】

防犯委員や警察等と協力し、駅前やスーパーマーケットでの犯罪防止キャンペーンを行い、住民に対する広報・啓発を実施しているところであり、今後とも犯罪抑止の観点から対策強化を図ってまいります。鉄道駅が本町域には無いため、支援措置制度創設の予定はありません。

